

【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第二号）**

- 一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定に基づく輸出証明書の発行に係る手数料を定めることとした。
- 二 危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改めることとした。
- 三 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、二の一部については同年五月一日から、一については令和七年四月一日から施行することとした。

● **住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第三号）**

- 一 附票本人確認情報を利用することができる事務を定めることとした。
- 二 附票本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務並びにその提供方法を定めることとした。
- 三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の整理を行うこととした。
- 四 その他所要の整理を行うこととした。
- 五 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。ただし、四については公布の日から、三については行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

● **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第四号）**

- 一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、二については、公布の日から施行することとした。

● **職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第五号）**

- 一 災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において本県の職員が行う災害応急対策に係る連絡調整の業務、避難所運営の業務、罹災証明に係る家屋調査の業務又はこれらに相当する業務に従事した場合は、危険現場作業手当を支給することとした。
- 二 その他所要の整備を行うこととした。
- 三 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和六年一月一日から適用することとした。

● **徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第六号）**

- 一 次に掲げる法令の事務を処理する市町村の範囲を改めることとした。
 - 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
- 二 漁港漁場整備法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 三 その他所要の整備を行うこととした。
- 四 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第七号）**

- 一 国立大学法人法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **徳島県特別会計設置条例の一部を改正する条例（条例第八号）**

- 一 徳島県用度事業特別会計及び徳島県給与集中管理特別会計を統合し、徳島県用度・給与集中管理特別会計を設置することとした。
- 二 徳島県農業改良資金貸付金特別会計、徳島県林業改善資金貸付金特別会計及び徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計を統合し、徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計を設置することとした。

● **徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計を廃止することとした。**

● **その他所要の整備を行うこととした。**

● **この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。**

● **徳島県税条例の一部を改正する条例（条例第九号）**

- 一 住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。
- 二 ローターリーエンジンを搭載する自家用の自動車に対して課する自動車税の種別割に係る税率の適正化を図ることとした。

● **その他所要の整備を行うこととした。**

● **この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。**

● **徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例（条例第十号）**

- 一 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第十一号）**

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。

1 徳島県立婦人保護施設らぎく寮の設置及び管理に関する条例

2 徳島県こども女性相談センター設置条例

3 社会福祉法施行条例

● **この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。**

● **とくしまこども未来会議設置条例（条例第十二号）**

一 設置

- 1 知事の諮問に応じ、こども施策の推進に関する事項を調査審議するため、知事の附属機関として、とくしまこども未来会議（以下「会議」という。）を設置するこ

ととした。

- 2 会議は、子ども・子育て支援法第七十二条第四項に規定する審議会その他の合議制の機関とすることとした。

二 組織

- 1 会議は、委員三十人以内で組織することとした。
- 2 委員は、こどもに関する事業の関係者、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命することとした。
- 3 委員の任期は、二年とし、再任されることができるとした。

三 その他

会議の運営等について所要の規定を設けることとした。

四 施行期日等

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。
- 2 次に掲げる条例について、会議の設置に伴う所要の改正を行うこととした。

(一) 徳島県青少年健全育成条例

(二) 徳島県社会福祉審議会設置条例

● 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（条例第十三号）

- 一 児童福祉法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● 徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第十四号）

- 一 財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合を改めることとした。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● 徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第十五号）

- 一 母子保健法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。
- 三 一について、所要の経過措置を講ずることとした。

● 徳島県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例（条例第十六号）

- 一 医師修学資金の貸与の要件に係る大学の範囲を拡大することとした。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● 徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第十七号）

- 一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例
- 2 職員の特殊勤務手当に関する条例

- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● 介護保険法施行条例の一部を改正する条例（条例第十八号）

- 一 介護療養型医療施設の人員等に関する基準に係る規定等を廃止することとした。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● 徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例

第十九号)

- 一 起業家支援室を研究室に統合することとした。
- 二 研究室の利用資格を有する者は、法人、高等教育機関の教員又は学生その他知事が適当と認める者であつて、研究開発を行い、かつ、県内で創業しようとし、又は事業を営んでいるものとする事とした。
- 三 研究室の利用の許可の期間及び利用を延長できる期間を拡大することとした。
- 四 その他所要の整理を行うこととした。
- 五 この条例は、令和六年四月一日（一部については、公布の日）から施行することとした。

六 一から三までについて、所要の経過措置を講ずることとした。

● **徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第二十号）

- 一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定に基づく輸出証明書の発行に係る手数料を定めることとした。
- 二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例**（条例第二十一号）

- 一 農地中間管理機構が農業経営等の委託を受けている農用地を対象として、地域農業経営基盤強化促進計画の区域内において県が行う申請によらない土地改良事業について、当該事業の施行に係る地域内の農用地が目的外用途に供された場合等に、特別徴収金を徴収することとした。

二 一について、農業経営等の委託期間の途中で委託を解除し、引き続き当該委託の解除に係る土地について農地中間管理権を設定した場合において、委託期間と農地中間管理権の存続期間とを合算した期間が十五年以上であるときは、特別徴収金を徴収しないこととした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例**（条例第二十二号）

- 一 漁港漁場整備法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。

1 徳島県漁港管理条例

2 徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例

二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **徳島県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第二十三号）

- 一 建築基準法施行令の規定に基づく建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する認定の申請に対する審査に係る手数料を定めることとした。

二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

四 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**（条例第二十四号）

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 その他所要の改正を行うこととした。

三 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、二については、公布の日から施行することとした。

● **建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第二十五号）**

一 建築基準法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第二十六号）**

一 地方自治法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整理を行うこととした。

1 徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例

2 徳島県公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を要する場合を定める条例

3 徳島県病院事業の設置等に関する条例

二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）**

一 県立学校の職員の定数を二千五百五十八人に、県費負担教職員の定数を四千七百二十一一人に改めることとした。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）**

一 災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において本県の学校職員が行う、被災した児童若しくは生徒に対する学習指導その他の学校教育活動の支援に係る業務又は避難所運営その他の災害応急対策に係る業務に従事した場合には、災害時教育支援等手当を支給することとした。

二 その他所要の整備を行うこととした。

三 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和六年一月一日から適用することとした。

● **徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）**

一 徳島県立三好池田寮を三好市池田町に設置することとした。

二 徳島県立高等学校総合寄宿舎の使用料に係る減額措置を廃止することとした。

三 その他所要の改正を行うこととした。

四 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、二については令和九年四月一日から、三については公布の日から施行することとした。

● **徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十号）**

一 警察職員が令和六年能登半島地震に対処するため災害警備等の作業に従事した場合における災害警備等手当の特例を定めることとした。

二 その他所要の整備を行うこととした。

三 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和六年一月一日から適用することとした。

● **徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第三十一号）**

一 警備業の認定証の再交付等に係る手数料を廃止することとした。

二 自動車運転代行業の認定証の再交付等に係る手数料を廃止することとした。

三 探偵業の開始等の届出があったことを証する書面の交付等に係る手数料を廃止することとした。

四 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る手数料の額を改めることとした。

五 その他所要の整理を行うこととした。

六 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二号）**

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う所要の整理を行うこととした。

二 介護保険法の一部改正による介護療養型医療施設の廃止に係る経過措置の終了に伴う所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三号）**

一 漁港漁場整備法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（規則第四号）**

一 住民基本台帳法施行条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（一部については、公布の日）から施行することとした。

● **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第五号）**

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六号）**

一 新たに設置されるときも未来会議委員の報酬及び費用弁償の額を定めるところとした。

二 国民健康・栄養調査員の報酬の額を改定することとした。

三 最高情報統括監等の廃止に伴う所要の改正を行うこととした。

四 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● 予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則（規則第七号）

一 地方自治法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、二については、公布の日から施行することとした。

● 徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（規則第八号）

一 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第九号）

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● 徳島県用度事業特別会計規則の一部を改正する規則（規則第十号）

一 題名を「徳島県用度・給与集中管理特別会計規則」に改めることとした。

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● 徳島県県有車両管理規則の一部を改正する規則（規則第十一号）

一 地方自治法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、二については、公布の日から施行することとした。

● 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十二号）

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● 徳島県立婦人保護施設しらぎく寮管理規則の一部を改正する規則（規則第十三号）

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行及び徳島県立婦人保護施設しらぎく寮の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● 徳島県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十四号）

一 徳島県医師修学資金等貸与条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第十五号）

- 一 児童福祉法施行規則の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 その他所要の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則（規則第十六号）**

- 一 徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 クロスセクションポリッシャ等の機械器具使用料及びクロスセクションポリッシャを使用して行う試験の試験手数料の額を定めることとした。
- 三 S L A式三次元プリンタの名称及び機械器具使用料の額を改めることとした。
- 四 F C強度試験装置等の機械器具使用料及び吸着材及び粉体に係る比表面積の測定等の試験手数料を廃止することとした。
- 五 その他所要の整理を行うこととした。
- 六 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、一の一部については、公布の日から施行することとした。

● **徳島県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十七号）**

- 一 漁港漁場整備法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **徳島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十八号）**

- 一 堅ろうな広告物等について、建築副主事の確認を受けたものを加えることとした。
- 二 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。

● **徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十九号）**

- 一 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する認定申請手数料について、証紙により徴収することとした。
- 二 徳島県警察関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。